

## 《相談窓口依頼内容の回答》

《クラブからの相談内容》
<p>クラブ研修リーダーに関する質問 1</p> <p>1) 細則改正に際する「定義」・「役割」の条文表記について</p> <p>2) 細則を変更する必要があるか？</p> <p>3) 他クラブの例があったら見せて欲しい</p>
《当委員会の見解と回答》
<p>1) 細則改正に際する「定義」・「役割」の条文表記について</p> <p>一般的な解釈は、クラブ研修リーダーとはクラブ会長の委嘱を受けて、クラブ会長に代わってクラブの会員に対して研修を担当するのがクラブ研修リーダーの責務です。</p> <p>クラブ研修リーダーは一つの独立した役職であり、その役に就いた個人が他の委員長を兼務もできます。このことから、クラブ研修リーダーは、クラブ役員を務めるというイメージではなく、研修を司ることを考えれば、会場監督（SAA）と同様に、委員会ではなく会長直轄の独立した立場にするのが良いと考えられます。ですから、クラブ内の役員ではなく、むしろ理事の一員に含めた扱いをお考えいただくのは如何でしょうか。そこで、クラブ研修リーダーにはロータリーに精通したパスト会長に就任していただくのは如何でしょうか。また、理事会での様々な決定をする際に、組織規程やクラブ細則の規定等に照らして、議案に対する判断に関する意見を述べる事は、重要な役割と思います。従って、理事に加える事を推奨いたします。理事として選挙することも、役員として選挙することも、一委員会として扱うのも、全てはクラブで決定することですから、地区ガバナーや地区の委員会から指示することは出来ません。</p> <p>あくまでもクラブで決定すべき事項だと思います。参考になさって下さい。</p>
<p>2) 細則を変更する必要があるか？</p> <p>結論から申しますと、クラブ細則の変更は必要です。</p> <p>1) に記載しましたが、クラブ内におけるクラブ研修リーダーの位置づけは、クラブの裁量によって決定をなさして下さい。</p> <p>クラブがどのような決定をされても、クラブ細則を変更すべきです。クラブ細則では、クラブの組織も規定していることから、クラブの組織の一つとしてクラブ研修リーダーをどのように扱うか、クラブ内の位置づけをはっきりすべきです。なお、クラブ研修リーダーはクラブ会長の任命権に拠りますが、クラブ内の位置づけはクラブの裁量権の範囲内です。</p>
<p>3) 他クラブの例があったら見せて欲しい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉 RC では、役職は研修リーダー兼研修委員会委員長で位置付は理事です。</li> <li>・木更津東 RC では、次年度にクラブ研修リーダー設置と細則変更を提出中です。</li> <li>・成田コスモポリタン RC では、3年前に単独の委員会として設置、2年前に役職はロータリー情報・雑誌・クラブ研修委員会に統合し、委員をパスト会長が3期務め、3期目に委員長に就任です。</li> </ul> <p>クラブ研修リーダーをクラブ研修委員会と云う名称の中に纏めているクラブもありますが、全ては各クラブ内の事情と、裁量の範囲です。位置づけは毎年検討を加えながらより良い組織に変更しながら、運営に努めた頂きたいと思っております。</p>

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。  
次年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しく願い申し上げます